

四国電力株式会社第93回定時株主総会

共同株主提案議案

第1号議案 定款一部変更の件（1）

議案内容

第1章の総則（目的）第2条（1）の一部変更

変更内容は以下の通りである。

現行定款	変更案
（1）電気事業	（1）電気事業（但し核反応を伴うあらゆる発電を除外する）

提案理由

メルトダウンした福島第一原発の事故処理が6年を経過しても全く目途が立っていない状況を見れば、原子力産業が斜陽で未来がないことは明らかです。一度事故を起こせばその経済的損失は計り知れないものとなり、どんな大企業であっても存続自体が危うくなります。今や原子力が安い電力を供給するなどの虚言を信用する国民は皆無でしょう。電力自由化の流れは変わることなく拡大していきます。1日も早く、将来の負の遺産となる原子力発電から撤退すべきです。当社の伊方原発は、たまたま事故を起こしていないだけであり、地震活動期に入っている日本列島ではいつ大地震が発生してもおかしくありません。1号機だけでなく、2号機、3号機も直ちに廃炉の決定を下すべきです。今こそ、経営能力が問われています。迅速な決断を下せない経営陣は、現実から逃避し、退職金を得るまでの時間稼ぎをしていると非難されても言い訳ができないのではないでしょうか。

第2号議案 定款一部変更の件（2）

議案内容

以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第7章 原子力安全協定の締結

第43条 本会社は、伊方発電所より半径250km圏内の全自治体と同一の原子力安全協定を結び、原子力発電所の運転には、同協定を締結している全自治体の承認を得るものとする。

提案理由

2011年3月11日の福島第一原発の大事故の際、法律で定められた「放射線管理区域」レベル以上の汚染の「北端は岩手県一関市にまで及び、南端は東京都西多摩郡奥多摩町。西端は群馬県多野郡上野村」（沢野伸浩『本当に役に立つ「汚染地図』』集英社新書、2013年）でした。これらの地域は福島第一原発からほぼ250km圏内にあります。当社は、伊方原子力発電所の運転に際し、立地自治体である愛媛県知事及び伊方町長の承認で「地元同意」は得られたとの解釈をしています。だが、いったん事故が起これば、その被害は立地自治体のみに留まらないことは明らかです。言うまでもなく日本は法治国家です。とすれば、福島の教訓を生かすためにも、原発稼働に際し、電源立地対策交付金の対象である立地自治体とだけでなく、概ね250km圏内の自治体と同一の協定を結ぶことは、公益企業としての当社の最低限の義務であり、責任です。

第3号議案 定款一部変更の件（3）

議案内容

第1章の総則（目的）第2条と第3条の間に、第2条の2を追加する。

追加内容は以下の通りである。

第2条の2

- (1) 本会社が行う発電事業において甚大な事故が起こった場合、その事故処理費用は電気料金に上乗せしない。
- (2) 現行の福島事故「一般負担金」の電気料金上乗せを中止する。

提案理由

福島原発事故の賠償・除染・廃炉等の処理費が、今なお無限大に増え続けています。国の最新の試算では、3年前の11兆円から21.5兆円に倍増しました（朝日新聞2016年12月9日）。この賠償に当って、国は電気料金の原価に賠償目的の「一般負担金」を加えられるよう経産省令を出し、当社でも明細書に示さぬまま、2016年一世帯当たり1484円（2017年2月27日付朝日新聞試算）を電気料金に上乗せしています。このやり方は、再生エネルギーの買取り費用を分担する「賦課金」が明細書に示されて、消費者に負担感を抱かせているのとは大違いです。本来、この事故処理費用は電力会社が全て負担すべきもので、税金や電気料金の名目で国民に転嫁してはなりません。従来、電力会社は発電コストを全て回収できる総括原価方式に頼っていましたが、2020年以降、その制度も廃止されます。今こそ、東芝を反面教師とし、健全経営に努めましょう。

第4号議案 定款一部変更の件（4）

議案内容

以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第8章 伊方原子力発電所の廃炉及び、現存する放射性廃棄物の適切な処理

第44条 本会社は、伊方原子力発電所を廃炉にする。

(2) 現存する放射性廃棄物は適切に処理する。

(3) 放射性廃棄物処理の技術開発を行う。

提案理由

原発は、よく「トイレのないマンション」にたとえられます。放射能のゴミを処分する目処も立たない状況にありながら、このまま原子力に依存し続けるのは、いいことかよくないことかは明白です。

放射性廃棄物をこれ以上生み出さないためにも、伊方原発は即刻廃炉にすべきです。特に3号機は、プルサーマル方式であり、より毒性の高い放射能のゴミを生み出します。もんじゅが廃炉になり、核燃料サイクルは破綻しています。

現存する放射能のゴミに関しては、乾式方式等でできる限り適切に処理することが肝要です。現段階では、100%安全に処理する技術は存在しません。そのような危険物を生み出してきた事業者の責任として、放射性廃棄物を安全に処理する技術の開発を徹底して行うことは当然の責務です。南海トラフ地震は30年以内に70%の確率で起こると言われています。正に喫緊の課題です。